

令和5年11月29日

令和5年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

目

次

1	鳥羽市職員給与条例（第 1 条関係）	・ ・ ・ 1
2	鳥羽市職員給与条例（第 2 条関係）	・ ・ ・ 20
3	鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例	・ ・ ・ 22
4	鳥羽市火災予防条例	・ ・ ・ 23

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号) (第1条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(初任給調整手当) 第18条 初任給調整手当は、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員について、月額<u>415,600円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。 2 (略) (期末手当) 第43条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員(第44条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第44条 (略)	(初任給調整手当) 第18条 初任給調整手当は、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員について、月額<u>414,800円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。 2 (略) (期末手当) 第43条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員(第44条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の100</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第44条 (略)

改 正 案 （新）								現 行 （旧）							
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）								2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）							
別表第2（第2条関係）															
行政職給料表															
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	百円 1,621	百円 2,080	百円 2,409	百円 2,716	百円 2,954	百円 3,231	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	百円 1,501	百円 1,985	百円 2,344	百円 2,660	百円 2,907	百円 3,192
	2	1,632	2,097	2,424	2,732	2,975	3,253		2	1,512	2,003	2,360	2,677	2,929	3,214
	3	1,644	2,114	2,438	2,747	2,995	3,275		3	1,524	2,021	2,375	2,692	2,950	3,237
	4	1,655	2,129	2,452	2,763	3,014	3,295		4	1,535	2,039	2,390	2,710	2,970	3,259
	5	1,666	2,144	2,464	2,778	3,032	3,315		5	1,546	2,054	2,403	2,727	2,988	3,281
	6	1,677	2,162	2,480	2,795	3,050	3,335		6	1,557	2,072	2,419	2,745	3,008	3,301
	7	1,688	2,179	2,495	2,813	3,066	3,354		7	1,568	2,090	2,434	2,763	3,026	3,323
	8	1,699	2,196	2,509	2,831	3,082	3,373		8	1,579	2,108	2,449	2,783	3,042	3,345
	9	1,709	2,211	2,520	2,848	3,098	3,392		9	1,589	2,124	2,460	2,802	3,061	3,364
	10	1,723	2,226	2,534	2,867	3,120	3,412		10	1,603	2,142	2,475	2,822	3,084	3,386
	11	1,736	2,241	2,549	2,885	3,142	3,432		11	1,616	2,160	2,490	2,841	3,106	3,406
	12	1,749	2,256	2,562	2,903	3,162	3,452		12	1,629	2,178	2,503	2,860	3,129	3,428
	13	1,761	2,268	2,575	2,921	3,182	3,470		13	1,641	2,192	2,518	2,879	3,150	3,446
	14	1,776	2,282	2,587	2,937	3,202	3,490		14	1,656	2,210	2,530	2,897	3,171	3,466

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	15	1, 791	2, 296	2, 599	2, 951	3, 221	3, 509		15	1, 671	2, 227	2, 543	2, 912	3, 193	3, 486
	16	1, 807	2, 310	2, 611	2, 965	3, 240	3, 528		16	1, 687	2, 245	2, 555	2, 926	3, 214	3, 506
	17	1, 818	2, 324	2, 623	2, 980	3, 259	3, 545		17	1, 698	2, 261	2, 568	2, 944	3, 233	3, 523
	18	1, 832	2, 340	2, 636	3, 000	3, 279	3, 565		18	1, 712	2, 278	2, 582	2, 964	3, 253	3, 543
	19	1, 846	2, 355	2, 649	3, 020	3, 298	3, 583		19	1, 726	2, 294	2, 596	2, 985	3, 273	3, 561
	20	1, 860	2, 369	2, 662	3, 038	3, 317	3, 602		20	1, 740	2, 309	2, 611	3, 005	3, 293	3, 580
	21	1, 873	2, 381	2, 676	3, 055	3, 334	3, 621		21	1, 753	2, 322	2, 627	3, 024	3, 310	3, 599
	22	1, 896	2, 397	2, 691	3, 074	3, 354	3, 640		22	1, 778	2, 338	2, 644	3, 045	3, 331	3, 618
	23	1, 918	2, 412	2, 707	3, 093	3, 374	3, 659		23	1, 803	2, 354	2, 660	3, 065	3, 351	3, 638
	24	1, 940	2, 426	2, 722	3, 111	3, 393	3, 678		24	1, 828	2, 369	2, 676	3, 086	3, 372	3, 657
	25	1, 962	2, 436	2, 738	3, 128	3, 407	3, 697		25	1, 852	2, 379	2, 694	3, 103	3, 386	3, 677
	26	1, 979	2, 451	2, 755	3, 148	3, 426	3, 716		26	1, 869	2, 394	2, 712	3, 124	3, 405	3, 696
	27	1, 994	2, 464	2, 771	3, 168	3, 445	3, 735		27	1, 885	2, 407	2, 729	3, 144	3, 424	3, 716
	28	2, 009	2, 476	2, 787	3, 187	3, 464	3, 754		28	1, 902	2, 419	2, 746	3, 164	3, 443	3, 736
	29	2, 024	2, 487	2, 803	3, 204	3, 480	3, 769		29	1, 917	2, 431	2, 762	3, 181	3, 459	3, 751

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	30	2, 038	2, 497	2, 818	3, 224	3, 499	3, 787		30	1, 934	2, 441	2, 779	3, 201	3, 478	3, 769
	31	2, 052	2, 506	2, 833	3, 244	3, 517	3, 805		31	1, 952	2, 451	2, 797	3, 222	3, 497	3, 787
	32	2, 066	2, 515	2, 848	3, 264	3, 535	3, 821		32	1, 969	2, 461	2, 812	3, 243	3, 515	3, 803
	33	2, 080	2, 524	2, 859	3, 276	3, 553	3, 838		33	1, 985	2, 472	2, 824	3, 255	3, 534	3, 821
	34	2, 093	2, 533	2, 875	3, 296	3, 571	3, 852		34	1, 999	2, 481	2, 841	3, 275	3, 552	3, 835
	35	2, 106	2, 541	2, 890	3, 315	3, 588	3, 866		35	2, 014	2, 490	2, 857	3, 294	3, 570	3, 850
	36	2, 119	2, 549	2, 905	3, 335	3, 605	3, 880		36	2, 029	2, 500	2, 874	3, 315	3, 587	3, 866
	37	2, 132	2, 556	2, 919	3, 354	3, 619	3, 894		37	2, 042	2, 509	2, 890	3, 334	3, 601	3, 880
	38	2, 144	2, 567	2, 935	3, 373	3, 632	3, 906		38	2, 055	2, 522	2, 907	3, 353	3, 614	3, 892
	39	2, 156	2, 579	2, 951	3, 392	3, 645	3, 918		39	2, 067	2, 534	2, 925	3, 373	3, 628	3, 904
	40	2, 167	2, 590	2, 967	3, 411	3, 659	3, 928		40	2, 080	2, 547	2, 943	3, 392	3, 642	3, 915
	41	2, 178	2, 602	2, 982	3, 429	3, 670	3, 939		41	2, 093	2, 560	2, 958	3, 411	3, 655	3, 926
	42	2, 189	2, 614	2, 998	3, 448	3, 679	3, 951		42	2, 106	2, 574	2, 975	3, 430	3, 664	3, 938
	43	2, 199	2, 625	3, 013	3, 466	3, 689	3, 962		43	2, 119	2, 586	2, 990	3, 448	3, 675	3, 950
	44	2, 209	2, 636	3, 028	3, 484	3, 700	3, 973		44	2, 132	2, 598	3, 006	3, 467	3, 686	3, 961

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	45	2, 218	2, 647	3, 044	3, 499	3, 708	3, 980		45	2, 143	2, 609	3, 022	3, 482	3, 694	3, 968
	46	2, 227	2, 658	3, 060	3, 513	3, 717	3, 987		46	2, 156	2, 621	3, 039	3, 496	3, 703	3, 975
	47	2, 236	2, 669	3, 076	3, 527	3, 726	3, 994		47	2, 169	2, 634	3, 055	3, 511	3, 712	3, 982
	48	2, 245	2, 679	3, 091	3, 542	3, 734	4, 001		48	2, 182	2, 645	3, 072	3, 526	3, 721	3, 989
	49	2, 254	2, 689	3, 100	3, 557	3, 742	4, 007		49	2, 192	2, 656	3, 081	3, 542	3, 730	3, 995
	50	2, 263	2, 699	3, 115	3, 565	3, 750	4, 013		50	2, 203	2, 666	3, 096	3, 550	3, 738	4, 001
	51	2, 272	2, 709	3, 130	3, 575	3, 758	4, 018		51	2, 213	2, 678	3, 111	3, 562	3, 746	4, 006
	52	2, 281	2, 718	3, 146	3, 585	3, 765	4, 022		52	2, 223	2, 689	3, 127	3, 572	3, 754	4, 010
	53	2, 289	2, 727	3, 162	3, 594	3, 772	4, 026		53	2, 233	2, 699	3, 143	3, 581	3, 761	4, 014
	54	2, 298	2, 736	3, 178	3, 605	3, 779	4, 029		54	2, 242	2, 709	3, 159	3, 592	3, 768	4, 017
	55	2, 307	2, 745	3, 193	3, 614	3, 786	4, 032		55	2, 251	2, 720	3, 175	3, 601	3, 775	4, 020
	56	2, 315	2, 754	3, 208	3, 624	3, 793	4, 035		56	2, 260	2, 731	3, 190	3, 612	3, 782	4, 023
	57	2, 318	2, 763	3, 222	3, 633	3, 798	4, 038		57	2, 263	2, 740	3, 205	3, 621	3, 787	4, 026
	58	2, 326	2, 772	3, 234	3, 640	3, 804	4, 041		58	2, 271	2, 750	3, 217	3, 628	3, 793	4, 029
	59	2, 333	2, 781	3, 245	3, 647	3, 810	4, 044		59	2, 278	2, 759	3, 229	3, 635	3, 799	4, 032

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	60	2, 339	2, 790	3, 256	3, 653	3, 817	4, 047		60	2, 285	2, 770	3, 241	3, 642	3, 806	4, 035
	61	2, 345	2, 800	3, 263	3, 657	3, 821	4, 050		61	2, 292	2, 781	3, 248	3, 646	3, 810	4, 038
	62	2, 352	2, 810	3, 272	3, 663	3, 828	4, 053		62	2, 300	2, 791	3, 257	3, 652	3, 817	4, 041
	63	2, 358	2, 819	3, 280	3, 670	3, 834	4, 056		63	2, 307	2, 800	3, 265	3, 659	3, 823	4, 044
	64	2, 363	2, 828	3, 288	3, 677	3, 840	4, 059		64	2, 313	2, 810	3, 273	3, 666	3, 829	4, 047
	65	2, 368	2, 833	3, 296	3, 680	3, 844	4, 062		65	2, 319	2, 815	3, 282	3, 669	3, 833	4, 050
	66	2, 373	2, 840	3, 300	3, 687	3, 850	4, 065		66	2, 325	2, 824	3, 286	3, 676	3, 839	4, 053
	67	2, 378	2, 847	3, 306	3, 694	3, 856	4, 068		67	2, 331	2, 831	3, 293	3, 683	3, 845	4, 056
	68	2, 384	2, 856	3, 313	3, 700	3, 862	4, 071		68	2, 338	2, 840	3, 301	3, 690	3, 851	4, 059
	69	2, 389	2, 866	3, 321	3, 703	3, 866	4, 073		69	2, 345	2, 850	3, 309	3, 693	3, 855	4, 061
	70	2, 394	2, 874	3, 328	3, 709	3, 871	4, 076		70	2, 351	2, 858	3, 316	3, 699	3, 860	4, 064
	71	2, 399	2, 882	3, 335	3, 716	3, 876	4, 079		71	2, 356	2, 866	3, 323	3, 706	3, 865	4, 067
	72	2, 404	2, 890	3, 341	3, 722	3, 882	4, 081		72	2, 363	2, 874	3, 330	3, 712	3, 871	4, 070
	73	2, 409	2, 897	3, 346	3, 725	3, 885	4, 083		73	2, 370	2, 882	3, 335	3, 715	3, 874	4, 072
	74	2, 414	2, 902	3, 352	3, 731	3, 889	4, 086		74	2, 376	2, 887	3, 341	3, 721	3, 878	4, 075

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	75	2, 418	2, 906	3, 357	3, 738	3, 893	4, 089		75	2, 382	2, 891	3, 346	3, 728	3, 882	4, 078
	76	2, 423	2, 910	3, 363	3, 744	3, 897	4, 091		76	2, 387	2, 896	3, 352	3, 734	3, 886	4, 080
	77	2, 428	2, 912	3, 366	3, 748	3, 900	4, 093		77	2, 393	2, 898	3, 355	3, 738	3, 889	4, 082
	78	2, 433	2, 915	3, 371	3, 753	3, 903	4, 096		78	2, 400	2, 901	3, 360	3, 743	3, 892	4, 085
	79	2, 438	2, 917	3, 375	3, 759	3, 906	4, 099		79	2, 407	2, 903	3, 364	3, 749	3, 895	4, 088
	80	2, 443	2, 920	3, 379	3, 764	3, 908	4, 101		80	2, 412	2, 907	3, 369	3, 754	3, 898	4, 090
	81	2, 447	2, 922	3, 383	3, 769	3, 910	4, 103		81	2, 417	2, 909	3, 373	3, 759	3, 900	4, 092
	82	2, 452	2, 924	3, 388	3, 775	3, 913	4, 106		82	2, 423	2, 911	3, 378	3, 765	3, 903	4, 095
	83	2, 456	2, 927	3, 393	3, 780	3, 916	4, 109		83	2, 429	2, 915	3, 383	3, 770	3, 906	4, 098
	84	2, 460	2, 929	3, 398	3, 783	3, 918	4, 111		84	2, 434	2, 918	3, 388	3, 773	3, 908	4, 100
	85	2, 464	2, 932	3, 401	3, 787	3, 920	4, 113		85	2, 439	2, 921	3, 391	3, 777	3, 910	4, 102
	86	2, 468	2, 935	3, 405	3, 792	3, 923			86	2, 445	2, 924	3, 395	3, 782	3, 913	
	87	2, 472	2, 938	3, 410	3, 796	3, 926			87	2, 451	2, 927	3, 400	3, 786	3, 916	
	88	2, 476	2, 941	3, 414	3, 800	3, 928			88	2, 456	2, 931	3, 404	3, 790	3, 918	
	89	2, 480	2, 944	3, 417	3, 804	3, 930			89	2, 461	2, 934	3, 407	3, 794	3, 920	

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	90	2,485	2,948	3,421	3,809	3,933			90	2,466	2,938	3,411	3,799	3,923	
	91	2,488	2,951	3,426	3,813	3,936			91	2,469	2,941	3,416	3,803	3,926	
	92	2,491	2,955	3,430	3,817	3,938			92	2,473	2,945	3,420	3,807	3,928	
	93	2,494	2,957	3,432	3,820	3,940			93	2,476	2,947	3,422	3,810	3,930	
	94		2,959	3,436					94		2,949	3,426			
	95		2,962	3,441					95		2,952	3,431			
	96		2,966	3,445					96		2,956	3,435			
	97		2,968	3,447					97		2,958	3,437			
	98		2,971	3,451					98		2,961	3,441			
	99		2,975	3,455					99		2,965	3,445			
	100		2,979	3,458					100		2,969	3,448			
	101		2,981	3,461					101		2,971	3,451			
	102		2,984	3,465					102		2,974	3,455			
	103		2,988	3,469					103		2,978	3,459			
	104		2,991	3,473					104		2,981	3,463			

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	105		2,993	3,478					105		2,983	3,468			
	106		2,996	3,482					106		2,986	3,472			
	107		3,000	3,486					107		2,990	3,476			
	108		3,003	3,490					108		2,993	3,480			
	109		3,005	3,495					109		2,995	3,485			
	110		3,009	3,499					110		2,999	3,489			
	111		3,013	3,502					111		3,003	3,492			
	112		3,016	3,505					112		3,006	3,495			
	113		3,018	3,510					113		3,008	3,500			
	114		3,020						114		3,010				
	115		3,023						115		3,013				
	116		3,027						116		3,017				
	117		3,029						117		3,019				
	118		3,031						118		3,021				
	119		3,034						119		3,024				

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
	120		3,037						120		3,027				
	121		3,041						121		3,031				
	122		3,043						122		3,033				
	123		3,046						123		3,036				
	124		3,049						124		3,039				
	125		3,052						125		3,042				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		百円	百円	百円	百円	百円	百円			百円	百円	百円	百円	百円	百円
		1,887	2,162	2,562	2,756	2,907	3,162			1,877	2,152	2,552	2,746	2,897	3,151

別表第3 (第2条関係)

改 正 案 （新）						現 行 （旧）					
医療職給料表						医療職給料表					
職 員 の 区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	職 員 の 区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	百円 2,647	百円 3,466	百円 4,069	百円 4,747	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	百円 2,536	百円 3,384	百円 4,004	百円 4,717
	2	2,672	3,496	4,096	4,770		2	2,561	3,414	4,033	4,740
	3	2,696	3,524	4,121	4,792		3	2,586	3,442	4,059	4,762
	4	2,720	3,553	4,147	4,815		4	2,611	3,471	4,086	4,785
	5	2,741	3,578	4,171	4,837		5	2,633	3,498	4,110	4,807
	6	2,776	3,608	4,191	4,858		6	2,671	3,528	4,133	4,829
	7	2,811	3,638	4,209	4,880		7	2,709	3,559	4,154	4,851
	8	2,845	3,666	4,228	4,900		8	2,747	3,587	4,173	4,873
	9	2,881	3,687	4,246	4,919		9	2,783	3,611	4,195	4,893
	10	2,916	3,712	4,273	4,940		10	2,823	3,637	4,222	4,914

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	11	2,952	3,739	4,298	4,961		11	2,863	3,664	4,248	4,935
	12	2,987	3,764	4,322	4,982		12	2,903	3,692	4,275	4,956
	13	3,022	3,791	4,344	5,003		13	2,940	3,721	4,299	4,977
	14	3,061	3,825	4,369	5,022		14	2,980	3,756	4,324	4,998
	15	3,100	3,855	4,389	5,043		15	3,019	3,786	4,348	5,019
	16	3,136	3,888	4,410	5,064		16	3,057	3,822	4,373	5,040
	17	3,172	3,918	4,430	5,083		17	3,093	3,856	4,393	5,061
	18	3,207	3,944	4,452	5,103		18	3,128	3,883	4,417	5,081
	19	3,242	3,968	4,474	5,123		19	3,163	3,908	4,440	5,101
	20	3,277	3,993	4,495	5,141		20	3,198	3,934	4,464	5,121
	21	3,313	4,019	4,509	5,159		21	3,234	3,961	4,479	5,139
	22	3,350	4,039	4,533	5,177		22	3,271	3,983	4,503	5,157
	23	3,384	4,055	4,556	5,195		23	3,305	4,002	4,526	5,176
	24	3,417	4,071	4,578	5,213		24	3,338	4,018	4,549	5,195
	25	3,450	4,088	4,598	5,229		25	3,373	4,038	4,569	5,212

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	26	3,475	4,110	4,621	5,247		26	3,398	4,061	4,592	5,230
	27	3,500	4,131	4,643	5,265		27	3,424	4,083	4,614	5,248
	28	3,523	4,151	4,666	5,283		28	3,447	4,106	4,637	5,266
	29	3,544	4,172	4,687	5,299		29	3,471	4,129	4,658	5,282
	30	3,561	4,193	4,709	5,317		30	3,489	4,150	4,681	5,300
	31	3,578	4,209	4,732	5,335		31	3,507	4,170	4,704	5,318
	32	3,596	4,226	4,753	5,353		32	3,527	4,191	4,726	5,336
	33	3,615	4,245	4,771	5,369		33	3,549	4,210	4,746	5,352
	34	3,637	4,260	4,792	5,387		34	3,572	4,228	4,767	5,370
	35	3,658	4,278	4,813	5,404		35	3,593	4,246	4,788	5,387
	36	3,678	4,296	4,833	5,421		36	3,616	4,266	4,809	5,405
	37	3,697	4,315	4,854	5,437		37	3,637	4,285	4,830	5,421
	38	3,719	4,335	4,871	5,453		38	3,661	4,305	4,848	5,437
	39	3,740	4,353	4,889	5,467		39	3,683	4,324	4,866	5,451
	40	3,760	4,372	4,907	5,483		40	3,703	4,344	4,884	5,467

改 正 案 （新）						現 行 （旧）					
	41	3,780	4,390	4,923	5,498		41	3,725	4,362	4,901	5,482
	42	3,787	4,407	4,941	5,512		42	3,735	4,380	4,919	5,496
	43	3,793	4,424	4,959	5,526		43	3,743	4,397	4,937	5,510
	44	3,800	4,442	4,975	5,539		44	3,750	4,415	4,955	5,523
	45	3,809	4,460	4,989	5,551		45	3,762	4,433	4,971	5,535
	46	3,822	4,478	5,006	5,561		46	3,776	4,451	4,988	5,545
	47	3,835	4,495	5,024	5,571		47	3,791	4,469	5,006	5,555
	48	3,848	4,512	5,041	5,581		48	3,806	4,486	5,024	5,565
	49	3,856	4,528	5,056	5,591		49	3,817	4,504	5,040	5,575
	50	3,864	4,545	5,069	5,600		50	3,827	4,521	5,053	5,584
	51	3,872	4,562	5,082	5,609		51	3,837	4,539	5,066	5,593
	52	3,877	4,579	5,095	5,618		52	3,845	4,557	5,079	5,602
	53	3,885	4,598	5,105	5,626		53	3,854	4,576	5,089	5,610
	54	3,893	4,610	5,118	5,635		54	3,863	4,588	5,102	5,619
	55	3,900	4,622	5,131	5,644		55	3,870	4,600	5,115	5,628

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	56	3,907	4,634	5,144	5,653		56	3,879	4,612	5,128	5,637
	57	3,914	4,644	5,154	5,662		57	3,886	4,624	5,138	5,646
	58	3,923	4,654	5,162	5,671		58	3,895	4,634	5,146	5,655
	59	3,930	4,663	5,170	5,680		59	3,903	4,644	5,154	5,664
	60	3,936	4,671	5,178	5,687		60	3,911	4,654	5,162	5,671
	61	3,941	4,679	5,187	5,696		61	3,916	4,662	5,171	5,680
	62	3,946	4,686	5,195	5,705		62	3,921	4,669	5,179	5,689
	63	3,950	4,693	5,204	5,714		63	3,925	4,676	5,188	5,698
	64	3,954	4,699	5,212	5,723		64	3,930	4,683	5,196	5,707
	65	3,957	4,706	5,221	5,732		65	3,933	4,690	5,205	5,716
	66		4,713	5,230			66		4,697	5,214	
	67		4,719	5,237			67		4,704	5,221	
	68		4,725	5,246			68		4,710	5,230	
	69		4,728	5,255			69		4,713	5,239	
	70		4,734	5,263			70		4,720	5,247	

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	71		4, 741	5, 272			71		4, 727	5, 256	
	72		4, 748	5, 281			72		4, 734	5, 265	
	73		4, 752	5, 289			73		4, 738	5, 273	
	74		4, 758	5, 298			74		4, 744	5, 282	
	75		4, 765	5, 307			75		4, 751	5, 291	
	76		4, 772	5, 314			76		4, 758	5, 298	
	77		4, 776	5, 322			77		4, 762	5, 306	
	78		4, 782	5, 331			78		4, 768	5, 315	
	79		4, 788	5, 340			79		4, 774	5, 324	
	80		4, 793	5, 349			80		4, 779	5, 333	
	81		4, 799	5, 357			81		4, 785	5, 341	
	82		4, 804	5, 366			82		4, 790	5, 350	
	83		4, 809	5, 375			83		4, 795	5, 359	
	84		4, 814	5, 384			84		4, 800	5, 368	
	85		4, 818	5, 392			85		4, 804	5, 376	

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	86		4, 824	5, 401			86		4, 810	5, 385	
	87		4, 828	5, 410			87		4, 814	5, 394	
	88		4, 833	5, 419			88		4, 819	5, 403	
	89		4, 838	5, 427			89		4, 824	5, 411	
	90		4, 844				90		4, 830		
	91		4, 850				91		4, 836		
	92		4, 854				92		4, 840		
	93		4, 859				93		4, 845		
	94		4, 865				94		4, 851		
	95		4, 871				95		4, 857		
	96		4, 876				96		4, 863		
	97		4, 881				97		4, 868		
定 年 前 再 任 用		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	定 年 前 再 任 用		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		百円	百円	百円	百円			百円	百円	百円	百円

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
短 時 間 勤 務 職 員		2,973	3,397	3,943	4,674	短 時 間 勤 務 職 員		2,962	3,386	3,930	4,660

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号) (第2条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(期末手当) 第43条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員(第44条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の102.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第44条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手	(期末手当) 第43条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員(第44条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第44条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
当の月額合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	当の月額合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）

新旧対照表

(件名) 鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成21年条例第3号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の規定により本市に派遣された職員の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当(以下これらを「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)の規定による本市に派遣された職員の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下これらを「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市火災予防条例(昭和37年条例第13号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(変電設備) 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) (略) (3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の3～(10) (略) 2・3 (略) (急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>その筐体は雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。	(変電設備) 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) (略) (3)の2 <u>キュービクル式のものにあっては</u>、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の3～(10) (略) 2・3 (略) (急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
(5)～(19) （略） 2 （略） （蓄電池設備） 第13条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u> 2 （略） 3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u> 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。 （火を使用する設備等の設置の届出） 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのあ	(5)～(19) （略） 2 （略） （蓄電池設備） 第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u> 2 （略） 3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u> 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。 （火を使用する設備等の設置の届出） 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのあ

改 正 案 （新）											現 行 （旧）												
る設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(12) （略） (13) 蓄電池設備 <u>（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</u> (14)・(15) （略）											る設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(12) （略） (13) 蓄電池設備 (14)・(15) （略）												
別表第3（第3条関係）											別表第3（第3条関係）												
種類						離隔距離（cm）						種類						離隔距離（cm）					
						入力		上 方	側 方	前 方	後 方							備 考	入力		上 方	側 方	前 方
(略)											(略)												
ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	浴 室 内 設 置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	2 1 <u>k</u> <u>W</u> 以下	—	1 5 注	1 5	1 5	注 ： 浴 槽 と の 離 隔 距 離 は	ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	浴 室 内 設 置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	2 1 <u>k</u> <u>w</u> 以下	—	1 5 注	1 5	1 5	注 ： 浴 槽 と の 離 隔 距 離 は
					内がま	2 1 ふろ用 以外の	—	—	6 0	—							内がま	2 1 ふろ用 以外の	—	—	6 0	—	

改 正 案 (新)										現 行 (旧)									
					以 下の つもの にあつ ては当 該バー ナーが 70 <u>k W</u> 以下で あ っ て、か つ、ふ ろ用バー ナー が21 <u>k</u> <u>W</u> 以下										以 下の つもの にあつ ては当 該バー ナーが 70 <u>k w</u> 以下で あ っ て、か つ、ふ ろ用バー ナー が21 <u>k</u> <u>w</u> 以下				
			密閉式		2 1 <u>k</u> <u>W</u> 以 下 ふろ用 以外の バーナ ーをも つもの にあつ ては当 該バー ナーが 70 <u>k W</u>	—	2 注	2	2				密閉式		2 1 <u>k</u> <u>w</u> 以 下 ふろ用 以外の バーナ ーをも つもの にあつ ては当 該バー ナーが 70 <u>k w</u>	—	2 注	2	2

改 正 案 (新)											現 行 (旧)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

改 正 案 (新)										現 行 (旧)													
					外 設 置	もの	<u>k</u> バーナ <u>W</u> ーをも 以 つもの 下 にあっ ては当 該バー ナーが 70 <u>k W</u> 以下で あ っ て、か つ、ふ ろ用バー ナー が21 <u>k</u> <u>W</u> 以下	5		5					外 設 置	もの	<u>k</u> バーナ <u>w</u> ーをも 以 つもの 下 にあっ ては当 該バー ナーが 70 <u>k w</u> 以下で あ っ て、か つ、ふ ろ用バー ナー が21 <u>k</u> <u>w</u> 以下	5		5			
						外がまでバーナー 取り出し口のある もの	2 ふろ用 1 以外の <u>k</u> バーナ <u>W</u> ーをも 以 つもの 下 にあっ ては当 該バー	—	4 ・ 5	—	4 ・ 5						外がまでバーナー 取り出し口のある もの	2 ふろ用 1 以外の <u>k</u> バーナ <u>w</u> ーをも 以 つもの 下 にあっ ては当 該バー	—	4 ・ 5	—	4 ・ 5	

改 正 案 (新)										現 行 (旧)									
						ナーが 70 <u>k W</u> 以下で あ っ て、か つ、ふ ろ用バ ーナー が21 <u>k</u> <u>W</u> 以下									ナーが 70 <u>k w</u> 以下で あ っ て、か つ、ふ ろ用バ ーナー が21 <u>k</u> <u>w</u> 以下				
					内がま	ふろ用 以外の バーナ ーをも つもの 2 1 にあ つては 当該バ ーナー が70 <u>k W</u> 以下で あ っ て、か つ、ふ	—	—	—	—				内がま	ふろ用 以外の バーナ ーをも つもの 2 1 にあ つては 当該バ ーナー が70 <u>k w</u> 以下で あ っ て、か つ、ふ	—	—	—	—

改 正 案 (新)										現 行 (旧)									
					ろ用バーナーが21 <u>k</u> <u>W</u> 以下										ろ用バーナーが21 <u>k</u> <u>w</u> 以下				
					ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが21 <u>k</u> <u>W</u> 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 <u>k</u> <u>W</u> 以下	2	1	—	2						ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが21 <u>k</u> <u>w</u> 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 <u>k</u> <u>w</u> 以下	2	1	—	2
				密閉式											密閉式				
				屋外用	2	ふろ用	3	4	—	4					屋外用	2	ふろ用	3	4

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
			1 以外の <u>k</u> バーナ <u>W</u> ーをも 以 つもの 下 にあつ ては当 該バー ナーが 70 <u>k W</u> 以下で あ っ て、か つ、ふ ろ用バ ーナー が21 <u>k</u> <u>W</u> 以下	0	.		.			1 以外の <u>k</u> バーナ <u>w</u> ーをも 以 つもの 下 にあつ ては当 該バー ナーが 70 <u>k w</u> 以下で あ っ て、か つ、ふ ろ用バ ーナー が21 <u>k</u> <u>w</u> 以下	0	.		.	
液 体 燃 料	不燃以外	39 <u>k W</u> 以下	6 0	1 5	1 5	1 5		液 体 燃 料	不燃以外	39 <u>k w</u> 以下	6 0	1 5	1 5	1 5	
	不燃	39 <u>k W</u> 以下	5 0	5	—	5			不燃	39 <u>k w</u> 以下	5 0	5	—	5	
上記に分類されないもの			—	6	1	6	1	上記に分類されないもの			—	6	1	6	1

改 正 案 (新)											現 行 (旧)											
							0	5	0	5							0	5	0	5		
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19k W以下	4	4	6	4	注 1：風道を使用するものにあつては15cmとす	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19k w以下	4	4	6	4	注 1：風道を使用するものにあつては15cmとす
							・5	・5	0	・5								・5	・5	・5	・5	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26k W以下	100	150	150	155	26k Wを超え70k W以下	100	150	100注1	155	26k w以下	100	150	150	155		
						温風を全周方向に吹き出すもの	26k W以下	100	150	150	155	強制排気型	26k w以下	100	150	150	155					
							26k W以下	6	1	1	1		26k w以下	6	1	1	1					

改 正 案 (新)											現 行 (旧)												
						0	0	0	0	る。 注 2 : ダクト接続型以外の場合にあつては1000							0	0	0	0	る。 注 2 : ダクト接続型以外の場合にあつては1000		
			密閉式		強制給排気型	26 <u>k W</u> 以下	60	10	100					100	密閉式		強制給排気型	26 <u>k w</u> 以下	60	10		100	100
			半 密閉式	強 制 対 流 型	温風を前方向に吹き出すもの	70 <u>k W</u> 以下	80	5	—					5	温風を前方向に吹き出すもの	70 <u>k w</u> 以下	80	5	—	5			
					温風を全周方向に吹き出すもの	26 <u>k W</u> 以下	80	10	—					100		温風を全周方向に吹き出すもの	26 <u>k w</u> 以下	80	10	—		100	
					強制排気型	26 <u>k W</u> 以下	50	5	—					5		強制排気型	26 <u>k w</u> 以下	50	5	—		5	
			密閉式		強制給排気型	26 <u>k W</u> 以下	50	5	—					5	密閉式		強制給排気型	26 <u>k w</u> 以下	50	5		—	5
			上記に分類されないもの				—	1000	600					600	600	上記に分類されないもの				—		1000	600

改 正 案 (新)										現 行 (旧)											
									cmとする。										cmとする。		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ	14k W以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔	厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ	14k w以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔
				据置型レンジ	21k W以下	100	15注	15	15注						据置型レンジ	21k w以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネ	14k W以下	80	0	—	0				組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネ	14k w以下	80	0	—	0			

改 正 案 (新)										現 行 (旧)									
				ット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ					距離を示す。					ット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ					距離を示す。
				据置型レンジ	21 <u>k W</u> 以下	8 0	0	—						0	据置型レンジ	21 <u>k w</u> 以下	8 0	0	
	固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0			
		不 燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	8 0 0	3 0 0	—	3 0 0			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0		
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0	上記に分類されないもの	使用温度が300℃未満のもの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0				
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0											
		使用温度が300℃未満のもの		—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0											

改 正 案 (新)										現 行 (旧)									
ボ イ ラ ー	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	フードを付けない場合	7 <u>k W</u> 以下	4 0	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5	ボ イ ラ ー	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	フードを付けない場合	7 <u>k w</u> 以下	4 0	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5
				フードを付ける場合	7 <u>k W</u> 以下	1 5	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5					フードを付ける場合	7 <u>k w</u> 以下	1 5	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5
			半密閉式	12 <u>k W</u> を超え42 <u>k W</u> 以下	—	—	1 5	1 5	1 5				半密閉式	12 <u>k w</u> を超え42 <u>k w</u> 以下	—	—	1 5	1 5	1 5
				12 <u>k W</u> 以下	—	—	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5					12 <u>k w</u> 以下	—	—	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5
			密閉式	42 <u>k W</u> 以下	—	—	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5				密閉式	42 <u>k w</u> 以下	—	—	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5
				42 <u>k W</u> 以下	—	—	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5					42 <u>k w</u> 以下	—	—	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5
			屋外用	フードを付けない場合	42 <u>k W</u> 以下	6 0	1 5	1 5	1 5				屋外用	フードを付けない場合	42 <u>k w</u> 以下	6 0	1 5	1 5	1 5
				フードを付ける場合	42 <u>k W</u> 以下	1 5	1 5	1 5	1 5					フードを付ける場合	42 <u>k w</u> 以下	1 5	1 5	1 5	1 5

改 正 案 (新)											現 行 (旧)										
			不 燃	開 放 式	フードを付けない場 合	7 <u>k W</u> 以下	3 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5				開 放 式	フードを付けない場 合	7 <u>k w</u> 以下	3 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5	
					フードを付ける場合	7 <u>k W</u> 以下	1 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5					フードを付ける場合	7 <u>k w</u> 以下	1 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5	
				半密閉式		42 <u>k W</u> 以下	—	4 ・ 5	—	4 ・ 5				半密閉式		42 <u>k w</u> 以下	—	4 ・ 5	—	4 ・ 5	
				密閉式		42 <u>k W</u> 以下	4 ・ 5	4 ・ 5	—	4 ・ 5				密閉式		42 <u>k w</u> 以下	4 ・ 5	4 ・ 5	—	4 ・ 5	
				屋 外 用	フードを付けない場 合	42 <u>k W</u> 以下	3 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5				屋 外 用	フードを付けない場 合	42 <u>k w</u> 以下	3 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5	
					フードを付ける場合	42 <u>k W</u> 以下	1 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5					フードを付ける場合	42 <u>k w</u> 以下	1 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5	

改 正 案 （新）								現 行 （旧）							
	液体燃料	不燃以外	12 <u>k W</u> を超え70 <u>k W</u> 以下	6 0	1 5	1 5	1 5		液体燃料	不燃以外	12 <u>k w</u> を超え70 <u>k w</u> 以下	6 0	1 5	1 5	1 5
			12 <u>k W</u> 以下	4 0	4 ・ 5	1 5	4 ・ 5				12 <u>k w</u> 以下	4 0	4 ・ 5	1 5	4 ・ 5
		不燃	12 <u>k W</u> を超え70 <u>k W</u> 以下	5 0	5	—	5			不燃	12 <u>k w</u> を超え70 <u>k w</u> 以下	5 0	5	—	5
			12 <u>k W</u> 以下	2 0	1 ・ 5	—	1 ・ 5				12 <u>k w</u> 以下	2 0	1 ・ 5	—	1 ・ 5
	上記に分類されないもの		23 <u>k W</u> を超える	1 2 0	4 5	1 5 0	4 5		上記に分類されないもの		23 <u>k w</u> を超える	1 2 0	4 5	1 5 0	4 5
			23 <u>k W</u> 以下	1 2 0	3 0	1 0 0	3 0				23 <u>k w</u> 以下	1 2 0	3 0	1 0 0	3 0

改 正 案 (新)												現 行 (旧)											
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 <u>k W</u> 以下	30	60	100	4・5	注： 熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては	ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 <u>k w</u> 以下	30	60	100	4・5	注： 熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19 <u>k W</u> 以下	60	4・5	4・5注	4・5					半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19 <u>k w</u> 以下	60	4・5	4・5注	4・5	
		不燃	開放式	バーナが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 <u>k W</u> 以下	15	15	80	4・5				不燃	開放式	バーナが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 <u>k w</u> 以下	15	15	80	4・5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19 <u>k W</u> 以下	60	4・5	4・5注	4・5					半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19 <u>k w</u> 以下	60	4・5	4・5注	4・5	

改 正 案 (新)											現 行 (旧)										
			閉 式	ペ い						6 0 cm と す る 。				閉 式	ペ い					6 0 cm と す る 。	
			液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	自 然 対 流 型	機器の全周か ら熱を放散す るもの	39k W以下	1 5 0					1 0 0	1 0 0	1 0 0					
							機器の上方又 は前方に熱を 放散するもの	39k W以下	1 5 0					1 5 0	1 0 0	1 5					
				不 燃	半 密 閉 式	自 然 対 流 型	機器の全周か ら熱を放散す るもの	39k W以下	1 2 0					1 0 0	—	1 0 0					
							機器の上方又 は前方に熱を 放散するもの	39k W以下	1 2 0					5	—	5					
上記に分類されないもの					—	1 5 0	1 0 0	1 5 0	1 0 0												

			閉 式	ペ い						6 0 cm と す る 。				閉 式	ペ い					6 0 cm と す る 。
			液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	自 然 対 流 型	機器の全周か ら熱を放散す るもの	39k w以下	1 5 0					1 0 0	1 0 0	1 0 0				
							機器の上方又 は前方に熱を 放散するもの	39k w以下	1 5 0					1 5 0	1 0 0	1 5				
				不 燃	半 密 閉 式	自 然 対 流 型	機器の全周か ら熱を放散す るもの	39k w以下	1 2 0					1 0 0	—	1 0 0				
							機器の上方又 は前方に熱を 放散するもの	39k w以下	1 2 0					5	—	5				
上記に分類されないもの					—	1 5 0	1 0 0	1 5 0	1 0 0											

改 正 案 (新)										現 行 (旧)											
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8 <u>k W</u> 以下	15	45	45	45	乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8 <u>k w</u> 以下	15	45	45	45
		不燃	開放式		衣類乾燥機	5.8 <u>k W</u> 以下	15	45	—	45			不燃	開放式		衣類乾燥機	5.8 <u>k w</u> 以下	15	45	—	45
	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50			
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30			
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 <u>k W</u> 以下	40	45	45	45	簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 <u>k w</u> 以下	40	45	45	45
					フードを付ける場合	7 <u>k W</u> 以下	15	45	45	45						フードを付ける場合	7 <u>k w</u> 以下	15	45	45	45

改 正 案 (新)										現 行 (旧)																		
							5	5	5																			
				瞬 間 型	フードを付けない場合	12 <u>k W</u> 以下	4 0	4 . 5	4 . 5											4 . 5								
					フードを付ける場合	12 <u>k W</u> 以下	1 5	4 . 5	4 . 5											4 . 5								
			半密閉式			12 <u>k W</u> 以下	—	4 . 5	4 . 5											4 . 5	半密閉式			12 <u>k w</u> 以下	—	4 . 5	4 . 5	4 . 5
			密 閉 式	常圧貯蔵型		12 <u>k W</u> 以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5											4 . 5	密 閉 式	常圧貯蔵型		12 <u>k w</u> 以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
				瞬 間 型	調理台型	12 <u>k W</u> 以下	—	0	—											0		瞬 間 型	調理台型	12 <u>k w</u> 以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12 <u>k W</u> 以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5											4 . 5			壁掛け型、据置型	12 <u>k w</u> 以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
			屋外用		フードを付けない場合	12 <u>k W</u> 以下	6 0	1 5	1 5											1 5	屋外用		フードを付けない場合	12 <u>k w</u> 以下	6 0	1 5	1 5	1 5

改 正 案 (新)										現 行 (旧)											
不 燃				フードを付ける場合	12 <u>k W</u> 以下	1 5	1 5	1 5	1 5					フードを付ける場合	12 <u>k w</u> 以下	1 5	1 5	1 5	1 5		
			開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 <u>k W</u> 以下	3 0	4 ・ 5	—				4 ・ 5	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 <u>k w</u> 以下	3 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5	
					フードを付ける場合	7 <u>k W</u> 以下	1 0	4 ・ 5	—				4 ・ 5		瞬間型	フードを付ける場合	7 <u>k w</u> 以下	1 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5
				瞬間型	フードを付けない場合	12 <u>k W</u> 以下	3 0	4 ・ 5	—				4 ・ 5	瞬間型		フードを付けない場合	12 <u>k w</u> 以下	3 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5
					フードを付ける場合	12 <u>k W</u> 以下	1 0	4 ・ 5	—				4 ・ 5		半密閉式	フードを付ける場合	12 <u>k w</u> 以下	1 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5
			半密閉式			12 <u>k W</u> 以下	—	4 ・ 5	—				4 ・ 5	半密閉式			12 <u>k w</u> 以下	—	4 ・ 5	—	4 ・ 5
			密閉式	常圧貯蔵型	12 <u>k W</u> 以下	4 ・ 5	4 ・ 5	—	4 ・ 5				密閉式	常圧貯蔵型	12 <u>k w</u> 以下	4 ・ 5	4 ・ 5	—	4 ・ 5		

改 正 案 (新)										現 行 (旧)												
				瞬間型	調理台型	12 <u>k W</u> 以下	—	0	—	0					瞬間型	調理台型	12 <u>k w</u> 以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	12 <u>k W</u> 以下	4 . 5	4 . 5	—	4 . 5						壁掛け型、据置型	12 <u>k w</u> 以下	4 . 5	4 . 5	—	4 . 5	
				屋外用	フードを付けない場合	12 <u>k W</u> 以下	3 0	4 . 5	—	4 . 5					屋外用	フードを付けない場合	12 <u>k w</u> 以下	3 0	4 . 5	—	4 . 5	
					フードを付ける場合	12 <u>k W</u> 以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5						フードを付ける場合	12 <u>k w</u> 以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5	
	液体燃料	不燃以外				12 <u>k W</u> 以下	4 0	4 . 5	1 5	4 . 5		液体燃料	不燃以外				12 <u>k w</u> 以下	4 0	4 . 5	1 5	4 . 5	
		不燃				12 <u>k W</u> 以下	2 0	1 . 5	—	1 . 5			不燃				12 <u>k w</u> 以下	2 0	1 . 5	—	1 . 5	
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12 <u>k W</u> を超え42 <u>k W</u> 以下	—	1 5	1 5	1 5		給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12 <u>k w</u> を超え42 <u>k w</u> 以下	—	1 5	1 5	1 5
				瞬間型		12 <u>k W</u> を超	—	1	1	1						瞬間型		12 <u>k w</u> を超	—	1	1	1

[illegible]

改 正 案 (新)										現 行 (旧)											
			用	貯蔵型		下		5		5				用	貯蔵型		下		5		5
					フードを付ける場合	12k Wを超え42k W以下	10	45	—	45						フードを付ける場合	12k wを超え42k w以下	10	45	—	45
				瞬間型	フードを付けない場合	12k Wを超え70k W以下	30	45	—	45					フードを付けない場合	12k wを超え70k w以下	30	45	—	45	
					フードを付ける場合	12k Wを超え70k W以下	10	45	—	45					フードを付ける場合	12k wを超え70k w以下	10	45	—	45	
	液体燃料	不燃以外				12k Wを超え70k W以下	60	15	15	15	液体燃料	不燃以外				12k wを超え70k w以下	60	15	15	15	
		不燃				12k Wを超え70k W以下	50	5	—	5		不燃				12k wを超え70k w以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	

改 正 案 (新)										現 行 (旧)													
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 <u>k W</u> 以下	1 0 0	3 0	1 0 0	4 . 5	注 1 : 熱 対 流 方 向 が 一 方 向 に 集 中 す る 場 合 に あ つ て	移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 <u>k w</u> 以下	1 0 0	3 0	1 0 0	4 . 5	注 1 : 熱 対 流 方 向 が 一 方 向 に 集 中 す る 場 合 に あ つ て
				全周放射型	7 <u>k W</u> 以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	全周放射型						7 <u>k w</u> 以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0			
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 <u>k W</u> 以下	1 0 0	4 . 5	4 . 5	注 1						バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 <u>k w</u> 以下	1 0 0	4 . 5	4 . 5	注 1	
				強制対流型	7 <u>k W</u> 以下	4 . 5	4 . 5	6 0	4 . 5	強制対流型						7 <u>k w</u> 以下	4 . 5	4 . 5	6 0	4 . 5			
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 <u>k W</u> 以下	8 0	1 5	8 0	4 . 5	バーナーが露出	前方放射型	7 <u>k w</u> 以下	8 0	1 5	8 0	4 . 5							
			全周放射型	7 <u>k W</u> 以下	8 0	8 0	8 0	8 0	全周放射型	7 <u>k w</u> 以下	8 0	8 0	8 0	8 0									

改 正 案 (新)											現 行 (旧)											
				バー ナー が 隠 ぺ い	自然対流型	7 <u>k W</u> 以下	8 0	4 . 5	4 . 5 注 1	は 6 0 cm と す る 。 注 2 : 方 向 性 を 有 す る も の に あ つ					バー ナー が 隠 ぺ い	自然対流型	7 <u>k w</u> 以下	8 0	4 . 5	4 . 5 注 1	は 6 0 cm と す る 。 注 2 : 方 向 性 を 有 す る も の に あ つ	
					強制対流型	7 <u>k W</u> 以下	4 . 5	4 . 5	6 0							4 . 5	強制対流型	7 <u>k w</u> 以下	4 . 5	4 . 5		6 0
				放射型	7 <u>k W</u> 以下	1 0 0	5 0	1 0 0	2 0							放射型	7 <u>k w</u> 以下	1 0 0	5 0	1 0 0		2 0
					自然対流型	7 <u>k W</u> を超 え12 <u>k W</u> 以 下	1 5 0	1 0 0	1 0 0								1 0 0	自然対流型	7 <u>k w</u> を超 え12 <u>k w</u> 以 下	1 5 0		1 0 0
				強 制 対		温風を前方 向に吹き出 すもの	12 <u>k W</u> 以下	1 0 0	1 5	1 0 0						1 5	強 制 対		温風を前方 向に吹き出 すもの	12 <u>k w</u> 以下	1 0 0	1 5

改 正 案 (新)											現 行 (旧)																								
					流 型	温風を全周 方向に吹き 出すもの	7 <u>k W</u> を超 え12 <u>k W</u> 以 下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0	て は 1 0 0 cm と す る 。				流 型	温風を全周 方向に吹き 出すもの	7 <u>k w</u> を超 え12 <u>k w</u> 以 下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0	て は 1 0 0 cm と す る 。												
							7 <u>k W</u> 以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0							7 <u>k w</u> 以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0													
					放射型		7 <u>k W</u> 以下	8 0	3 0	—	5					放射型		7 <u>k w</u> 以下	8 0	3 0	—	5													
					自然対流型		7 <u>k W</u> を超 え12 <u>k W</u> 以 下	1 2 0	1 0 0	—	1 0 0					自然対流型		7 <u>k w</u> を超 え12 <u>k w</u> 以 下	1 2 0	1 0 0	—	1 0 0													
							7 <u>k W</u> 以下	8 0	3 0	—	3 0							7 <u>k w</u> 以下	8 0	3 0	—	3 0													
					強 制 対 流 型		温風を前方 方向に吹き出 すもの	12 <u>k W</u> 以下	8 0	5	—					5	強 制 対 流 型		温風を前方 方向に吹き出 すもの	12 <u>k w</u> 以下	8 0	5		—	5										
							温風を全周 方向に吹き 出すもの	7 <u>k W</u> を超 え12 <u>k W</u> 以 下	8 0	1 5 0	—					1 5 0			温風を全周 方向に吹き 出すもの	7 <u>k w</u> を超 え12 <u>k w</u> 以 下	8 0	1 5 0		—	1 5 0										
								7 <u>k W</u> 以下	8	1	—					1				7 <u>k w</u> 以下	8	1		—	1										
					不燃		開放式											不燃		開放式															

改 正 案 (新)											現 行 (旧)														
							0	0		0							0	0		0					
固体燃料						—	1 0 0	5 0 注 2	5 0 注 2	5 0 注 2															
調理用器具				開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8 <u>k W</u> 以下	1 0 0	1 5	1 5	1 5	注 ： 機 器 本 体 上 方 の 側 方 又 は 後 方 の					開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8 <u>k w</u> 以下	1 0 0	1 5	1 5	1 5	注 ： 機 器 本 体 上 方 の 側 方 又 は 後 方 の
						卓上型こんろ (2口以上)・グリル 付こんろ・グリドル付 こんろ	14 <u>k W</u> 以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注								卓上型こんろ (2口以上)・グリル 付こんろ・グリドル付 こんろ	14 <u>k w</u> 以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注	
					バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 <u>k W</u> 以下	1 0 0	1 5	1 5							1 5	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 <u>k w</u> 以下	1 0 0	1 5	

改 正 案 (新)											現 行 (旧)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
						加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル (フードを付けない場合)	7 <u>k W</u> 以下	5 0	4 ・ 5	4 ・ 5	4 ・ 5	離隔距離を示す。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

改 正 案 (新)										現 行 (旧)															
					ろ										ろ										
					バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 <u>k W</u> 以下	8 0						0	—	0	加熱部が開放	卓上型グリル		7 <u>k w</u> 以下	8 0	0	—	0
						加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7 <u>k W</u> 以下	3 0						4 ・ 5	—	4 ・ 5	バーナーが隠ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)		7 <u>k w</u> 以下	3 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5
							卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7 <u>k W</u> 以下	1 0						4 ・ 5	—	4 ・ 5		卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)		7 <u>k w</u> 以下	1 0	4 ・ 5	—	4 ・ 5
							炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7 <u>k W</u> 以下	1 5						4 ・ 5	—	4 ・ 5		炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)		4.7 <u>k w</u> 以下	1 5	4 ・ 5	—	4 ・ 5
圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	1 5	4 ・ 5	—	4 ・ 5	圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	1 5	4 ・ 5	—	4 ・ 5														

改 正 案 (新)								現 行 (旧)									
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外	6 <u>k W</u> 以下	1 0 0	1 5	1 5	1 5		移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外	6 <u>k w</u> 以下	1 0 0	1 5	1 5	1 5	
		不燃	6 <u>k W</u> 以下	8 0	0	—	0				不燃	6 <u>k w</u> 以下	8 0	0	—	0	
		固体燃料	—	1 0 0	3 0	3 0	3 0				固体燃料	—	1 0 0	3 0	3 0	3 0	
電気温風機	電気	不燃以外	2 <u>k W</u> 以下	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	注 ： 温風の吹き出し方向にあつ	電気温風機	電気	不燃以外	2 <u>k w</u> 以下	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	注 ： 温風の吹き出し方向にあつ
		不燃	2 <u>k W</u> 以下	0 注	0 注	— 注	0 注				不燃	2 <u>k w</u> 以下	0 注	0 注	— 注	0 注	

改 正 案 （新）										現 行 （旧）											
									ては 6 0 cm とする。 。										ては 6 0 cm とする。 。		
電 気 調 理 用 機 器	電 気	不 燃 以 外	電 気 こん ろ、電 気 レンジ、電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器（こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る。）	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電	4.8 <u>k W</u> 以 下（1口当 た り 2 <u>k W</u> を 超 え 3 <u>k</u> <u>W</u> 以 下）	1 0 0	2	2	2	注 1： 機 器 本 体 上 方 の 側 方 又 は	電 気 調 理 用 機 器	電 気	不 燃 以 外	電 気 こん ろ、電 気 レンジ、電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器（こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る。）	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電	4.8 <u>k w</u> 以 下（1口当 た り 2 <u>k w</u> を 超 え 3 <u>k</u> <u>w</u> 以 下）	1 0 0	2	2	2	注 1： 機 器 本 体 上 方 の 側 方 又 は
						—	2 0 注 1	—	2 0 注 1								—	2 0 注 1	—	2 0 注 1	
						—	1 0 注 2	—	1 0 注 2								—	1 0 注 2			
			4.8 <u>k W</u> 以 下（1口当		1 0	2	2	2							4.8 <u>k w</u> 以 下（1口当	1 0	2	2	2		

改 正 案 (新)										現 行 (旧)									
				磁誘導加熱式調理器でないもの	たり1 <u>k W</u> を超え2 <u>k W</u> 以下) 0 — —	1 5 注1 1 0 注2	—	1 5 注1	後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器					磁誘導加熱式調理器でないもの	たり1 <u>k w</u> を超え2 <u>k w</u> 以下) 0 — —	1 5 注1 1 0 注2	—	1 5 注1	後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器
				4.8 <u>k W</u> 以下（1口当たり1 <u>k W</u> 以下）	1 0 0 —	2	2	2						4.8 <u>k w</u> 以下（1口当たり1 <u>k w</u> 以下）	1 0 0 —	2	2	2	
				こんろ	5.8 <u>k W</u> 以下（1口当たり3.3 <u>k</u>	1 0 0 0	2	2						5.8 <u>k w</u> 以下（1口当たり3.3 <u>k</u>	1 0 0 0	2	2	2	

改 正 案 (新)										現 行 (旧)									
			部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	<u>W</u> 以下)	—	1 0 注 2	—	1 0 注 2	でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す				部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	<u>w</u> 以下)	—	1 0 注 2	—	1 0 注 2	でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分	4.8 <u>k W</u> 以下（1口当たり 3 <u>k W</u> 以下)	8 0	0	—	0			不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分	4.8 <u>k w</u> 以下（1口当たり 3 <u>k w</u> 以下)	8 0	0	—	0	
					—	0 注	—	0 注							—	0 注	—	0 注	

改 正 案 (新)										現 行 (旧)											
				の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの			1注2		1注2	。注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こ					の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの			1注2		1注2	。注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こ
				こ	5.8 <u>k W</u> 以	8	0	—	0						こ	5.8 <u>k w</u> 以	8	0	—	0	

改 正 案 (新)										現 行 (旧)										
				んろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	下（1口当たり3.3 <u>k</u> <u>W</u> 以下）	0			んろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱					んろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	下（1口当たり3.3 <u>k</u> <u>w</u> 以下）	0			んろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱	
						—	0 注 2	—	0 注 2								—	0 注 2	—	0 注 2

改 正 案 (新)										現 行 (旧)											
										体 外 周 か ら の 距 離) を 示 す 。										体 外 周 か ら の 距 離) を 示 す 。	
電 気 天 火	電 気	不燃以外			2 <u>k W</u> 以下	1 0	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	注 ： 排 気 口 面 に あ っ て は	電 気 天 火	電 気	不燃以外			2 <u>k w</u> 以下	1 0	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	注 ： 排 気 口 面 に あ っ て は
		不燃			2 <u>k W</u> 以下	1 0	4 ・ 5 注	—	4 ・ 5 注				不燃			2 <u>k w</u> 以下	1 0	4 ・ 5 注	—	4 ・ 5 注	

改 正 案 (新)									現 行 (旧)										
								1 0 cm と す る 。									1 0 cm と す る 。		
電 子 レ ン ジ	電 気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2 <u>k W</u> 以下	1 0	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	注 ： 排 気 口 面 に あ つ て は 1 0 cm と す る			不燃以外	電熱装置を有するもの	2 <u>k w</u> 以下	1 0	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	4 ・ 5 注	注 ： 排 気 口 面 に あ つ て は 1 0 cm と す る
		不燃	電熱装置を有するもの	2 <u>k W</u> 以下	1 0	4 ・ 5 注	—	4 ・ 5 注				不燃	電熱装置を有するもの	2 <u>k w</u> 以下	1 0	4 ・ 5 注	—	4 ・ 5 注	

改 正 案 (新)									現 行 (旧)								
								。									。
電 気 ス ト ー ブ	電 気	不燃以外	前 方 放 射 型 (壁取付式及 び天井取付式 の も の を 除 く。)	2 <u>k W</u> 以下	1 0 0	3 0	1 0 0	4 . 5	電 気 ス ト ー ブ	電 気	不燃以外	前 方 放 射 型 (壁取付式及 び天井取付式 の も の を 除 く。)	2 <u>k w</u> 以下	1 0 0	3 0	1 0 0	4 . 5
			全 周 放 射 型 (壁取付式及 び天井取付式 の も の を 除 く。)	2 <u>k W</u> 以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0				全 周 放 射 型 (壁取付式及 び天井取付式 の も の を 除 く。)	2 <u>k w</u> 以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
			自 然 対 流 型 (壁取付式及 び天井取付式 の も の を 除 く。)	2 <u>k W</u> 以下	1 0 0	4 . 5	4 . 5	4 . 5				自 然 対 流 型 (壁取付式及 び天井取付式 の も の を 除 く。)	2 <u>k w</u> 以下	1 0 0	4 . 5	4 . 5	4 . 5
	不燃		前 方 放 射 型 (壁取付式及 び天井取付式 の も の を 除 く。)	2 <u>k W</u> 以下	8 0	1 5	—	4 . 5			不燃	前 方 放 射 型 (壁取付式及 び天井取付式 の も の を 除 く。)	2 <u>k w</u> 以下	8 0	1 5	—	4 . 5

改 正 案 (新)									現 行 (旧)									
			全 周 放 射 型 （壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 <u>k W</u> 以下	8 0	8 0	—	8 0				全 周 放 射 型 （壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 <u>k w</u> 以下	8 0	8 0	—	8 0	
			自 然 対 流 型 （壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 <u>k W</u> 以下	8 0	0	—	0				自 然 対 流 型 （壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 <u>k w</u> 以下	8 0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	食器乾燥機	1 <u>k W</u> 以下	4 5	4 5	4 5	4 5		電気乾燥機	電気	不燃以外	食器乾燥機	1 <u>k w</u> 以下	4 5	4 5	4 5	4 5
		不燃	食器乾燥機	1 <u>k W</u> 以下	0	0	—	0				不燃	食器乾燥機	1 <u>k w</u> 以下	0	0	—	0
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3 <u>k W</u> 以下	4 5	4 5	4 5	4 5	注 1： 前面に排気	電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3 <u>k w</u> 以下	4 5	4 5	4 5	4 5
		不燃	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥	3 <u>k W</u> 以下	4 5	0 注2	— 注2	0 注2					不燃	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥	3 <u>k w</u> 以下	4 5	0 注2	— 注2

改 正 案 (新)									現 行 (旧)								
			機		注 1			口を有する機器にあつては0 cmとする。 注 2 : 排気口				機		注 1			口を有する機器にあつては0 cmとする。 注 2 : 排気口

改 正 案 (新)									現 行 (旧)										
								面 に あ つ て は 4 ・ 5 cm と す る 。									面 に あ つ て は 4 ・ 5 cm と す る 。		
電 気 温 水 器	電 気	不燃以外	温度過昇防止 装置を有する もの	10 <u>k W</u> 以下	4 ・ 5	0	0	0		電 気 温 水 器	電 気	不燃以外	温度過昇防止 装置を有する もの	10 <u>k w</u> 以下	4 ・ 5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止 装置を有する もの	10 <u>k W</u> 以下	0	0	—	0				不燃	温度過昇防止 装置を有する もの	10 <u>k w</u> 以下	0	0	—	0	